



2019年4月

国際ロータリー理事会議事録

One Rotary Center
1560 Sherman Ave., Evanston, IL 60201 USA

中央役員
2018-19

会長

Barry Rassin

Nassau, N.P., Bahamas
(Rotary Club of East Nassau)

会長エレクト

Mark Daniel Maloney

Decatur, AL, USA
(Rotary Club of Decatur)

執行委員会委員長

Brian A.E. Stoyel

Plymouth, England
(Rotary Club of Saltash)

副会長

John C. Matthews

Mercer Island, WA, USA
(Rotary Club of Mercer Island)

財務長

Peter Iblher

Zirndorf-Weiherhof, Germany
(Rotary Club of Nürnberg-Reichswald)

事務総長

John Hewko

Evanston, IL, USA
(Rotary Club of Kyiv, Ukraine)

理事

Francesco Arezzo

Ragusa, Italy
(Rotary Club of Ragusa)

Jeffry Cadorette

Media, PA, USA
(Rotary Club of Media)

Lawrence A. Dimmitt

Topeka, KS, USA
(Rotary Club of Topeka)

Keiichi Ishiguro

Tsuruoka, Yamagata, Japan
(Rotary Club of Tsuruoka West)

Akira Miki

Himeji, Japan
(Rotary Club of Himeji)

David D. Stovall

Gainesville, GA, USA
(Rotary Club of Hall County)

Gregory F. Yank

Lebanon, IL, USA
(Rotary Club of O'Fallon)

Olayinka Hakeem Babalola

Port Harcourt Rivers State, Nigeria
(Rotary Club of Trans Amadi)

Basker Chockalingam

Karur, Tamil Nadu, India
(Rotary Club of Karur)

Rafael Garcia III

Makati City, Philippines
(Rotary Club of Pasig)

Robert C. Knuepfer Jr.

Hinsdale, IL, USA
(Rotary Club of Chicago)

Eun-Soo Moon

Cheonan, Chungnam, Republic of Korea
(Rotary Club of Cheonan-Dosol)

Piotr Wygnańczuk

Gdynia, Poland
(Rotary Club of Gdynia)

Paulo Augusto Zanardi

Curitiba Pr., Brazil
(Rotary Club of Curitiba-Cidade Industrial)

目 次

129. 2019年1月理事会の議事録	1
130. 会長により下された決定事項の批准	1
131. 事務総長により下された決定事項の批准	2
132. 理事会およびロータリー国際大会に関する事務総長報告	2
133. 財務長からの報告	2
134. ロータリー章典の更新	2
135. 成人のハラスメントに対する申し立て	3
136. ロータリアンに対する非難	3
137. 理事ノミニの解任	3
138. 2019-20年度理事指名委員会の招集者および場所の選任に対する権限の委譲	3
139. 選挙審査委員会報告	4
運営審査委員会報告 (140-143)	
140. ガバナンスに関する推奨事項 — RI会長の権限	4
141. ガバナンスに関する推奨事項 — 理事	5
142. ガバナンスに関する推奨事項 — 委員会	6
143. 報酬諮問委員会の責務	7
144. 戦略計画委員会からの報告	7
145. ロータリー活性化委員からの報告	7
146. パートナーシップに関する合同委員会	8
147. ロータリーの代表ネットワーク	8
148. ロータリー研究会会計における剰余資金	9
2018 年決議審議会の要請 (149-155)	
149. 各理事会後に公式言語にてロータリー章典を発行し、改定版に編集上の印を追加することを検討するようRI理事会に要請する件	9
150. ロータリー財団管理委員会の構成の見直しを検討するよう国際ロータリー理事会に要請する件	10
151. 人頭分担金の増額に関する立法案を規定審議会に提出する場合、その根拠となるデータを提供することを検討するようRI理事会に要請する件	10
152. 規定審議会をオンラインで開催しないことを検討するようRI理事会に要請する件	10
153. 2019年度の規定審議会に向けて国際ロータリー定款第10条第6節（「採択された決議」）の規定の復活を提案することを検討するようRI理事会に要請する件	11
154. RI組織規定の改訂文書の変更箇所を削除線・下線を追加することを検討するようRI理事会に要請する件	11
155. ロータリーの方針と手続きの簡潔な概要を「手続要覧」に再び盛り込むことを検討するようRI理事会に要請する件	11
156. 理事会の規定審議会諮問委員会からの報告	12
157. ローターアクト・インターアクト委員会からの報告	12
158. ローターアクトの人頭分担金	12
159. My Rotary 登録の向上	13
160. ポリオ根絶コミュニケーション拡大計画の最新情報	13
161. 地区編成委員会からの報告	13
162. 地区ガバナー配分予算試行調査	14
163. 地区委員会の任命	15
164. アラブ首長国連邦におけるロータリークラブ	15
165. ロータリークラブの名称	15

166. 会員増強委員会からの報告	16
167. グローバル会員試験的プロジェクト報告	16
168. 中国におけるロータリー	17
169. イラクにおけるロータリー	17

コミュニケーション委員会報告 (170-172)

170. ブランドの使用方法	18
171. 会長テーマ	19
172. 簡素化されたロータリーマスターブランド・サイン	19
173. 財務委員会報告	20
174. 監査委員会報告	20

補 遺

A. 会長による決定事項の批准 (決定第130号)	22
B. 事務総長による決定事項の批准 (決定第131号)	23
C. * ロータリー章典更新 (決定第134号)	
D. インターアクトクラブの提唱に関するロータリー章典の改正	28
E. * 2130地区、2140地区、2150地区および2160地区の地区境界の決定 (決定第161号)	
F. * 地区ガバナー配分予算に関するロータリー章典の改正 (決定第162号)	

* 本議事録の正式コピーにのみ添付保管される。

2019年4月
国際ロータリー理事会
議事録

国際ロータリー理事会第4回目会合
2019年4月日～23日
米国、イリノイ州 エバンストンにて開催

出席者は Barry Rassin 会長、Mark Daniel Maloney 会長エレクト、John C. Matthews 副会長、Peter Iblhe 財務長 r、Brian A. E. Stoyel 執行委員会委員長、Francesco Arezzo 理事、Olayinka Babalola 理事、Jeffrey Cadorette 理事、Basker Chockalingam 理事、Lawrence A. Dimmitt 理事、Rafael Garcia III 理事、Keiichi Ishiguro 理事、Robert C. Knuepfer Jr. 理事、Akira Miki 理事、Eun-Soo Moon 理事、David D. Stovall 理事、Piotr Wygnanczuk 理事、Gregory Yank 理事、Paulo Augusto Zanardi 理事、および John Hewko 事務総長が出席した。

Mike McGovern 元理事はポリオ根絶の状況に関する最新情報を説明した。Frank Goldberg 元理事は運営審査委員会からの報告を説明した。また会長からの招待で、若年パストガバナー委員会を代表して、Gowri Rajan 氏が報告した。Toastmasters International の代表者は理事会にプレゼンテーションを行った。

さらに、理事会の招待で、Sushil Gupta 会長ノミニー、理事エレクト Tony Black 氏、Mario César de Camargo 氏、Jan Lucas Ket 氏、Kyun Kim 氏、Floyd A. Lancia 氏、Bharat S. Pandya 氏、Kamal Sanghvi 氏、Johrita Solari 氏、Stephanie A. Urchick.氏が参加した。

Andrew McDonald 氏は Matt Hohmann 氏の協力の下、本会議の書記を担当した。その他職員として David Alexand 氏、Jim Barnes 氏、Lori Carlson 氏、Richard Kick 氏、Brian King 氏、Bernadette Knight 氏、Steve Routburg 氏、Eric Schmelling 氏 Tom Thorfinnson 氏が出席した。Nobuko Andrews 氏、Dora Calkins 氏、Sandra LeBlanc 氏、Ligia Lima 氏および Eiko Terao 氏は通訳スタッフとして参加した。

会長の指示の下、事務総長がこの会議の検討資料とするために背景情報や分析事項を含んだ事前資料を準備した。これらの項目は、本会議において立案された他の事項とともに、本会議の協議事項となり、本議事録の残りの部分に反映されている。

129. 2019年1月理事会の議事録

報告：事務総長は事前に2019年1月理事会の議事録を各理事に配布した。

決定：理事会は2019年1月理事会の議事録を承認する。

130. 会長により下された決定事項の批准

報告：与えられた権限に従い、ラシン会長は理事会を代表して2018年12月8日から2019

年 3 月 4 日の期間において幾つかの意思決定を実施した。

決定： 理事会はラシン会長が理事会に代わり 2018 年 12 月 8 日から 2019 年 3 月 4 日の期間に下した決定事項について批准する。これらの決定は**補遺 A**に示される。

1 3 1. 事務総長により下された決定事項の批准

報告： 与えられた権限通り事務総長は理事会に代わり 2018 年 12 月 8 日から 2019 年 3 月 4 日の期間において幾つかの意思決定を実施した。

決定： 理事会は事務総長が理事会に代わり 2018 年 12 月 8 日から 2019 年 3 月 4 日の期間に下した決定事項について批准する。これらの決定は**補遺 B**に示される。

1 3 2. 理事会およびロータリー国際大会に関する事務総長報告

報告： 事務総長は 2019 年 1 月理事会以降、事務局にて実施した業務について報告した。RI 定款に従い、事務総長は、2019 年 RI 国際大会（ハンブルグ）に提出予定の年次報告書を発表した。

決定： 理事会は

1. 事務総長が 2019 年 1 月理事会以降、事務局で実施した活動報告書を受理した。
2. 2019 年 RI 国際大会（ハンブルグ）に提出予定の事務総長の年次報告書を承認する。

1 3 3. 財務長からの報告

報告： ロータリー章典 30.040.2 により財務長は各理事会において RI の財務状況を報告することが求められている。Iblher 財務長がロータリーの現在における収入・経費・投資収益やその他の財政状況について報告した。

決定： 理事会は Iblher 財務長の報告に対し感謝の意を表し、彼の RI 財務長としての功績に対し感謝の意を表す。

1 3 4. ロータリー章典の更新

報告： 理事会の方針により、事務総長は各理事会終了後、その会議での結論を検討し、ロータリー章典に追加される可能性のある決定事項のリストを報告書に纏める必要がある。事務総長は、2019 年 1 月理事会の決定事項をもとにロータリー章典の更新案を提出した。

ロータリー章典 49.060. によると 30 年以上経過し、その後修正されていない章典のセクションおよびサブセクションについては、理事会による特定の措置が取られている場合を除き、適用年の 7 月 1 日をもって自動的に廃止されるものである。理事会は 1989 年の理事会で採択された章典のセクションについて検討した。

決定： 理事会は 2019 年 1 月理事会の採択を記録し、**補遺 C**に記された通りロータリー章典を変更する。ただし、**補遺 C**は本議事録の正本にのみ添付される。

1 3 5. 成人のハラスメントに対する申し立て

報告：事務総長が 7530 地区（米国ウエストバージニア州）での成人ハラスメントに関する最近の状況について報告した。

決定：理事会は、

1. 7530 地区（米国ウエストバージニア州）において特定の指導者による地区ガバナーエレクトのハラスメントに関連する調査結果に深刻な懸念を示し、**Wheeling** ロータリークラブ（ウエストバージニア州、米国）と **Buckhannon** ロータリークラブ（ウエストバージニア州、米国）に対し、理事会への報告で示されたロータリアンの会員資格を 2019 年 4 月 30 日までに終結させ、事務総長がその処分について確認できるように要請する。
2. RI 定款細則 16.110 に基づき、**Michael Davidson** を 7530 地区ガバナーから退けるよう会長に要請する。
3. ロータリーは **Mary Dean** 氏と **Jody Light** 氏をパストガバナーと認知しないことで同意する。

136. ロータリアンに対する非難

報告：理事会は、RI およびロータリー財団の最善の利益に反する行為をとったロータリアン 3 名に対し行動をおこした。

決定：理事会は、RI およびロータリー財団の最善の利益に反する行為があったため、**Ron Burton** 氏、**Paul Netzel** 氏、**Steve Brown** 氏を非難し、

1. 彼らが大会やその他 RI 行事への旅費などを含むいかなる資金および経費の払い戻しを受けられないことに同意する。
2. 更に、彼らが将来 RI から任命される資格を持たないことに同意する。
3. 財団に対し、**Ron Burton** 氏を財団委員長から退くように要請する。
4. 会長に対し、これらの個人にこの決定結果を書面にて通知するよう要請する。

注記：Mark Maloney 会長エレクトと Robert Knuepfer 理事はこの議論および採決には不参加であった。

137. 理事ノミニーの解任

報告：理事会での審問を含む RI 定款細則に示された役員ノミニーの解任手続きを経た後、理事会は **Matti Poikolainen** 氏の行動はロータリーの方針に反し RI の一般役員に期待される倫理基準に矛盾すると判断した。

決定：理事会は、RI 定款細則 5.040.2 に従い、審問および 3 分の 2 の投票結果を基に **Matti Poikolainen** 氏を 17B ゾーンの理事ノミニーの席から解任する。

138. 2019-20 年度理事指名委員会の招集者および場所の選任に対する権限の委譲

報告：RI 定款細則により、ガバナーは理事指名委員会メンバーの氏名を事務総長に対し、6 月 1 日までに報告しなければならない。そして理事会は各委員会メンバーから招集者および開催地を 6 月 15 日までに指定しなければならない。両期限が 2019 年 4 月理事会の後になるため、会長に対し委員会の招集者および開催地を選任する権限を委譲するよう事務総長から提案があった。

決定：理事会は、ゾーン5、7、8、11、16B、23B、27と31がそれぞれのゾーンにおける次期理事を選ぶための2019年9月開催の理事指名委員会のメンバーを現在選定中であり、RI定款細則13.020.11により全ての氏名の提出は6月1日を期限としていることを認識し、

- a. 会長に対し、6月1日以降ゾーンからの現理事からの推薦により、各理事指名委員会の招集者を任命し2019年における委員会の開催地を決定する権限を委譲する。
- b. RI定款細則13.020.13に従い、これらの会長決定事項は2019年6月15日までに下され、委員会は9月15日から30日までに開催されなければならないことを留意する。
- c. 正当な理由と各ゾーンの現理事との協議により、会長が招集者からの要望により開催地と日時を変更する権限を与える。

139. 選挙審査委員会報告

報告：選挙審査委員会は事務総長が2019年1月理事会以降に受理したガバナー選挙に関する1件の不服申立てについて審査し、理事会に対し提案を実施した。

決定：理事会は3600地区（韓国）2021-22年度ガバナー選挙について、韓国 Bndang Dawoori ロータリークラブ（京畿道）からの不服申立てを受理した。

- a. 候補者または候補者に代わるものによる選挙手法に対して、選挙結果を無効とするだけの証拠は不十分であるとし、
- b. Bundang Dawoori ロータリークラブによる不服申立てを却下し、3600地区2021-22年度ガバナーとしてロータリアン Duk Sam Lee 氏の選出を支持する。

決定第140号～第143号 運営審査委員会報告

運営審査委員会は2019年3月12～14日に米国イリノイ州エバンストンにて開催された。

140. ガバナンスに関する推奨事項 - RI会長の権限

報告：2018年7月における決定第15号にて、理事会は運営審査委員会に対し、RI会長の権限を含む、ガバナンスに関連する事項について検討する様、要請した。委員会は理事会に対し、ロータリーの重要なリーダーの地位における詳細な業務内容の作成、財団委員指名に関する方針の変更、会長の支出権限についての更なる監視強化、会長の代理に対する経費精算に関する標準規則の作成、理事会開催日時の標準化やその他の事項を提案した。

決定：理事会はRI会長の役割を明確にするため、

1. 事務総長に対し、国際協議会の司会者（モデレーター）と大会委員会委員長の業務内容および必要なスキルを検討し、2019年5月理事会に報告するよう要請し、これら委員会とポジションの任命は、招聘前に理事会の承認が必要であることに同意する。
2. 事務総長に対し、リーダーシップ開発・研修委員会と相談の上、最高の候補者を選び出すために研修リーダー選定プロセスを検討し、2019年5月理事会に報告するよう要請する。

3. 将来の会長エレクトに対し、次の年度において空きポジションがあるため、RI パスト会長の立場を含めず、財団委員の選挙候補者数の2倍以上を指名するよう要請する。
4. 2年以上財団管理委員として勤めたものは、その後財団管理委員として再選の資格がないことに同意し、この変更により RI 定款細則の財団管理委員会におけるパスト会長の最低人数の要件を削除する必要性を認識する。
5. 会長、会長エレクト、会長ノミニーの支出予算が経費を上回る場合、事前に理事会の執行委員会において承認を得た後、理事会に報告されなければならない事に同意する。
6. 会長代理における経費精算の規程を作成し、2020年7月1日以降については、会長が過去3年間の平均参加者200人以下の地方大会またはプログラムが1日未満の大会に参加する場合の経費は支払わないことに同意する。
7. 2020年7月1日をもって、会長の代理はロータリー年度内において1大会以上は任命されないことに同意する。
8. ロータリー章典 69.040.2 を再確認し、国際協議会や国際大会にて開催される以外の理事会への配偶者の旅費は支払わないことに同意する。
9. ロータリー章典 28.030 の理事会日時および場所を以下の通り変更する。

28.030 会議

28.030.1. 理事会の開催場所

理事会は通常、予算削減が図れるその他の場所がある場合を除き、世界本部または国際協議会または国際大会の近隣地にて開催される。

28.030.2. 理事会の開催日時と場所

理事会は以下の通り開催される。

- 国際大会直後
- 10月
- 1月（国際協議会直前または直後）
- 4月
- 国際大会1日前

理事会は、会議が開催されるそのロータリー年度開始前の2回目最初の会議において、毎年理事会の具体的な開催日時と場所を決定する。可能であれば、理事会が各暦四半期に1回開催できるように会議の間隔を空ける。

10. 会長の年次目標は RI の戦略計画と合致していなければならないことに同意する。

141. ガバナンスに関する推奨事項 — 理事

報告：2018年7月理事会決定第15号において、理事会は、運営審査委員会に対し、任期、職責、RI 理事選任手続きを含むガバナンスに関連する事項を検討するよう要請した。委員会は、理事任期の延長、理事指名委員会への教育を提供、RI 理事の職務と責務の簡素化を提案した。

決定：理事会は

1. 定款・定款細則委員会に対し、2022年規定審議会に提出するために、理事任期を3年に延長する制定案を作成し、今後の理事会に報告するよう要請する。
2. 事務総長に対し、理事指名委員会メンバーが彼らの役割をより理解できるよう、助言システム並びにオンライントレーニングを開発するよう要請する。
3. 指名委員会会議後、指名委員長に対し、委員会にて審査されている候補者の統計データを運営審査委員会で分析するために事務総長に提出するよう要請する。
4. 運営審査委員会に対し、理事の職務と責務の合理化案を検討し、2019年10月理事会に

報告するよう要請する。

1.4.2. ガバナンスに関する推奨事項 — 委員会

報告：2018年7月理事会決定第15号において、理事会は運営審査委員会に対し、RI理事委員会関連の組織や任期を含むガバナンスについて検討するよう要請した。委員会は、理事会がより良い柔軟性を持ち、変化する状況に適応するために、委員会の創設と解散に対する最終的な権限を持ち、さらに新しい委員会の創設は時期と成功の基準に従うことを提案した。委員会は、RI全ての委員会がRI戦略計画と一致させる提案を作成することを推奨し、国際協議会のプログラムを、研修が第一の目的として焦点を当てるように変更するよう提案した。また、委員会は、いくつかの選び出された委員会の廃止を提案した。

決定：理事会は、

1. 定款・定款細則委員会に対し、常任委員会の創設はRI理事会の権限の範囲内であり、理事会は毎年どの委員会が必要であるかを見直し、決定することを述べる立法案を2022年規定審議会に提出するために作成するよう要請する。
2. 現ロータリー年度を超えて継続する新しい委員会または特別委員会を創設する決定はすべて採択時に以下の事項を明確化しなければならないことに同意する。
 - a. 4年を超えない定義された試用期間および評価期間
 - b. 試用期間および評価期間中にロータリーの財源に予想される影響
 - c. 委員会またはタスクフォースが成功か失敗かを測る基準
 - d. 中間評価と報告を理事会に提出する期日
 - e. 理事会が、進行中の委員会またはタスクフォースとして採択する、委員会または特別委員会を廃止する、または必要に応じて試用・評価期間の延長を決める最終評価期日もし理事会が委員会または特別委員会を採用または延長しなければ、それは試用・評価期間終了後に廃止される。
3. グローバルネットワーク活動グループ委員会、青少年交換委員会、大会推進委員会を2020年7月1日をもって廃止することに同意し、これら委員会の役割を現存する委員会に割り当てることに同意する。
4. 戦略委員会に対し、戦略計画に沿った委員会構成の長期的な変更に関する提案を作成し、運営審査委員会と2020年3月会議での検討とアドバイスのために共有し、2020年4月理事会にて報告するよう要請する。
5. 上記4に従い、運営審査委員長に対し、委員1名を指名し戦略計画委員会と共に提案作成にあたるよう要請する。
6. 国際協議会の主目的が次期ガバナーの教育であることを認識し、リーダーシップ開発・研修委員会に対し国際協議会のプログラム立案に使用できる標準テンプレートの作成を要請し、
 - a. 主目的が研修会議であることを明確にする。
 - b. 国際協議会を計画するための標準化された研修プログラムと予算を作成することにより、年度毎の変動を抑える。
 - c. 会長エレクトが講演者の選定、動機付け行事や社交行事の計画そして同様の活動において裁量権を有することを明確にする。
7. リーダーシップ開発・研修委員会委員長に対し、上記6に示されているテンプレートを作成するにあたり運営審査委員委員長また被指名人と相談するよう要請する。
8. 運営審査委員に対し、ロータリー章典 58.070.1 に指定されている通り国際協議会の公式参加者を確認し、彼らの出席は本会議の主目的にとって必要であることを保証し、将来の理事会に報告できるよう要請する。

1 4 3. 報酬諮問委員会の責務

報告：運営審査委員会は、理事会の執行委員会の報酬諮問委員会としての役割を持つ。従って委員会は次年度におけるロータリーの上級役員やスタッフの報酬の妥当性について検討し、承認する。

決定：理事会は、

1. 運営審査委員会が執行委員会に対し、事務総長によって提案されたゼネラルマネージャーらの給与範囲および2019-20年度ロータリー資格剥奪者に対し支払うべく報酬額の妥当性について報告したことを。指摘する。
2. 運営審査委員会の全ての RI スタッフに対し支払われた報酬の概要報告書を感謝の意と共に受け取った。

1 4 4. 戦略計画委員会からの報告

報告：戦略計画委員会は2019年2月28日～3月1日に米国イリノイ州エバンストンにて会合を持ち、国際協議会、ガバナンス改革案件、戦略計画初年度進捗状況、戦略計画イニシアティブの優先順位化、戦略計画コミュニケーション戦略、および2019年規程審議会の準備について議論した。委員会はさらに具体的な活動と目標完了日を定めた新しい戦略計画を実施するためのガイドとして2024年までに至る5年間のロードマップについて議論した。

決定：理事会は、

1. 戦略計画委員会の報告に感謝する。
2. 新しい戦略計画を実施するためのガイドとして5年間のロードマップを承認する。

1 4 5. ロータリー活性化委員からの報告

報告：2018年7月決定15により、地域のリーダー組織やその効率性を含むガバナンス関連、理事と地区間におけるボラティアのリーダー身分、ガバナーの職務や地区の規模などを含む地区内における課題について具体的に調査し、2020年4月理事会に最終報告を提出するために、理事会は新しくアドホック委員会を創設した。委員会は2019年3月18日ビデオ会議を開催し、理事会からの任務遂行のための戦略、国際的に視野を広げ、若いロータリアンからの意見を受け入れる方法、その他協力団体と戦略提携の重要性、25B・29ゾーンからのリーダーシップ条件に関する要求事項、その業務の期限、その他事項について議論した。

決定：理事会は、

1. ロータリー活性化委員会の報告に感謝する。
2. 会長エレクトの任命によるインターナショナル・メンバー1名を追加することにより、ロータリー活性化委員会を拡大し、この目的のために2019-20年度補正予算として14,000USドルを承認する。
3. ロータリー活性化委員会の任期を2021年まで1年間延長し、委員会に対し、現在の職務に加え、その他協力団体との戦略提携を検討し、理事会に定期的に報告し、最終報告を2021年4月理事会に提出するよう要請する。

4. 若年パストガバナー委員会とロータリー活性化委員会の2日間の当事者同士の会議の開催を認め、この目的のため2019 - 20年度補正予算として23,000USドルを承認する。

146. パートナーシップに関する合同委員会

報告：パートナーシップに関する合同委員会は2019年3月11日～12日に米国イリノイ州エバンストンで会合を持ち、現在のパートナーシップに関する状況、現パートナーシップ延長の可能性、企業パートナーとの関係の開拓、事業パートナーに関する定義の拡張についてロータリー章典の変更などについて議論した。

決定：理事会は、

1. パートナーに関する合同委員会の報告に対し感謝する。
2. ロータリーと経済平和研究所との戦略的提携活動を2019年7月1日から2022年6月30日までの3年間延長することを承認する。
3. ShelterBoxとのパートナーシップを2022年5月まで延長する。
4. ロータリー章典における事業パートナーを以下の通り変更する。

36.050. プロジェクトパートナー

プロジェクトパートナーシップとは、国際ロータリーおよび／またはロータリー財団と通常ロータリークラブ、地区、またはロータリアンによって開始または管理されている独立した非政府組織であるロータリー組織と提携しているその他の組織間において利用可能な特別な地位である正式な関係である。プロジェクトパートナーシップはグローバルで、柔軟性があり、測定可能であり小規模から大規模まで、短期から長期までの期間にわたる可能性がある。プロジェクトパートナーの候補は、地元や国際的プロジェクトの計画と実施に関し、クラブおよび／または地区とのお互に連携した十分な経験を示し、ロータリーメンバーとの協力関係について報告し定量化する能力を持ち、プロジェクトの実施においてロータリーメンバーと直接協力する能力を持たなければならない。プロジェクトメンバーは事務局からは資金提供を受けない。事務局の役割はパートナーシップを管理し、ロータリーメンバーとパートナーとの連携を促進する。プロジェクトパートナーとの活動をクラブや地区に対し、RIのウェブサイトの専用ページを通し促進する。

147. ロータリーの代表ネットワーク

報告：ロータリーは、国際ロータリーは、国連経済社会理事会の諮問機関としての最高の地位（第1部門）を保っている。現在、ロータリーは23の国連機関およびその他組織に30の代表ネットワークを維持している。これら代表は隔年で集まり、このネットワーク内でのロータリーの関係を強化する方法や、ネットワークにおけるロータリーの代表者組織の戦略的取組にどのように合わせていくかなど、代表間の共通の関心事について話し合う。委員会はネットワーク内の組織のリストを調整し、理事会においてこのネットワークへのメンバーの選定基準を議論するよう要請した。

決定：理事会は、

1. アフリカ開発銀行とアジア開発銀行をロータリーが持つ代表のリストに追加することに同意する。
2. 2020年7月1日よりロータリーの代表を1名アフリカ開発銀行そしてロータリーの代表

を1名アジア開発に加え、これらの組織との関係を構築し、正式な地位にすること望んでいることを指摘する。

5. 2020年7月1日をもって国連社会経済アジアパシフィック機構（UNESCAP）と欧州機構をロータリーが代表を持つリストより削除することに同意する。
6. 2020年7月1日をもってロータリーが代表を持つ既存のスイスジュネーブの国連事務所およびケニアナイロビの国連事務所において代表を拡張することに同意する。
7. 事務総長に対し、将来2名までのロータリーの代表を増員する予算を取るよう要請する。
8. 事務総長に対し、2019年10月理事会にて、地元ロータリアンの諮問的役割におけるリーダーシップ、継続性と任期、必要な資格、実績評価、地理的位置、および後継者の予定などを含むロータリーの代表を選定するプロセスと基準に関する報告書を提出するよう要請する。

148. ロータリー研究会会計における剰余資金

報告：Chokalingam 理事により、地域の規則によっては剰余金を翌年に繰り越すことが許可されていない場合、ロータリー研究会の剰余金高を処理する代替手段を考慮できるよう、理事会においてロータリー研究会の会計規程を修正するよう提案した。

決定：理事会はロータリー研究会に関するロータリー章典 60.050 を以下の通り変更する。

60.050 ロータリー研究会

[テキスト省略]

H. 財務

[テキスト省略]

6. 全ての経費の支払い後、剰余金については、次回研究会の招集者および会計担当者と協力し、当該および将来の研究会専用として繰り越すものとする。現地の事情等により必要な時に限り、翌年の研究会の招集者と会見担当者そして事務総長の書面による合意により、剰余金高を別の方法で処分することができる。

決定第149号～第155号 2018年決議審議会からの要請

報告：2018年決議審議会は、2018年10月15日から11月15日までオンライン上で開催され、いくつかの案件が採択された。その後、これらの案件は理事会に送付され、検討された。そのうち15件は2019年1月理事会で審議され、残り7件は本理事会で検討された。

149. 各理事会後に公式言語にてロータリー章典を発行し、改定版に編集上の印を追加することを検討するよう RI 理事会に要請する件

報告：ロータリー章典の公式言語への翻訳および方針の変更箇所をロータリアンに明示する方法に関する決議案 18R-37 を検討した。

決定：理事会は

1. 理事会終了後60日以内に「ロータリー章典」に変更部分を取消線で、追加部分は下線

で明示して、各理事会後に公式言語にてロータリー章典を発行するよう理事会に要請する決議案を提案した 2840 地区に感謝する。

2. 2680 地区は、2017 年の決議審議会に同様の案件を提案した共同提案者であり、その決議案の結果、理事会は、2018 年 1 月理事会 決定第 97 号において、事務総長に対して、ロータリー章典が改正されたときは直ちに、その改正についての情報を提供する文書を利用可能にするよう既に要請済みであることを指摘する。
3. さらに、現在、章典の改正を示す文書は、各理事会終了後、ロータリーの Web サイトで入手可能となっていることを指摘する。
4. 章典の公式言語への翻訳の実現可能性については、事務総長に研究するよう要請する。

150. ロータリー財団管理委員会の構成の見直しを検討するよう国際ロータリー理事会に要請する件

報告：理事会はロータリー財団管理委員会の構成に関する決議案 18R-38 を検討した。

決定：理事会は

1. ロータリー財団管理委員会の構成に関する決議案 18R-38 を提出した第 1980 地区（スイス）と Winterthur ロータリークラブ（スイス、第 2000 地区）に感謝する。
2. ロータリー財団細則によれば、現在、管理委員は世界の様々な地域から選出される事が求められている。また、ロータリー章典によれば会長エレクトは、管理委員を指名するときに地域的なバランスを考慮することが認められている点を指摘する。
3. 加えて、ある特定地域から管理委員を指名することを命じるためには、規定審議会において細則を改正する必要がある。
4. 第 1980 地区（スイス）と Winterthur ロータリークラブ（スイス、第 2000 地区）は 2022 年の規定審議会に、これらに対応する適切な立法案を提出することをお勧めする。

151. 人頭分担金の増額に関する立法案を規定審議会に提出する場合、その根拠となるデータを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件

報告：人頭分担金の増額に関する根拠となるデータをロータリアンに提供することに関した決議案 18R-50 を検討した。

決定：理事会は

1. 立法案集が発行される時、人頭分担金増額の立法案を提出するための根拠となるデータを提供することを理事会に検討するよう要請した決議案を提出した 2840 地区に感謝する。
2. RI の 5 カ年財務見通しは、毎年、ロータリー研究会の折りに発表されており、推奨されている人頭分担金増加の根拠も提出している。
3. 理事会は、将来の規定審議会に、人頭分担金の増額に関する根拠となるデータを理事会が提供することは重要なことであることに同意する。

152. 規定審議会をオンラインで開催しないことを検討するよう RI 理事会に要請する件

報告：規定審議会の形式に関する決議案 18R-51 を検討した。

決定：理事会は、

1. 規定審議会の審議方式をオンラインによる審議方式に変更しないことを理事会に検討するよう要請する決議案を提出した 2680 地区に感謝する。

2. 理事会は、現在、規定審議会を電子的に開催するための計画もないし、そのような立法案を提出していないことを指摘する。

153. 2019年度の規定審議会に向けて国際ロータリー定款第10条第6節（「採択された決議」）の規定の復活を提案することを検討するようRI理事会に要請する件

報告：理事会は、RI理事会決定を地区の指導者に通知する方法に関する決議案18R-53を検討した。

決定：理事会は、

1. 決議審議会によって採択された決議議案に関して、理事会のすべての決定をガバナーに通知するために、2019年の規定審議会に理事会が制定案を提出するよう要請する決議案提案した、神戸西神ロータリークラブ（日本、第2680地区）と高砂青松ロータリークラブ（日本、第2680地区）に感謝する。
2. 2016年の規定審議会、規定審議会で採択された決議案に関して、理事会が下したすべての決定をガバナーに通知することを規定しているRI定款第10条第6節が削除された（制定案16-113）にもかかわらず、事務総長は、運用上の関連事項として、各決議審議会終了後に、ガバナー、代表議員、補欠議員に結果を通知していることを指摘する。さらに、採択された決議案に関する理事会の理事会決定は、Webサイト上で、理事会議事録に掲載されている。

154. RI組織規定の改訂文書の変更箇所を削除線・下線を追加することを検討するようRI理事会に要請する件

報告：理事会は、RI組織規定の改訂文書の変更箇所を削除線・下線を追加することに関する決議案18R-54を検討した。

決定：理事会は

1. RI組織規定の改訂文書の変更箇所を削除線・下線を追加することを検討するようRI理事会に要請する決議案を提出した2840地区に感謝する。
2. 各規定審議会の後に、事務総長はすべてのクラブや地区に決定報告書を送付している。そこには、審議会で採択されたそれぞれの案件に、変更箇所を削除線・下線が付けられていることを指摘する。

155. ロータリーの方針と手続きの簡潔な概要を「手続要覧」に再び盛り込むことを検討するようRI理事会に要請する件

報告：理事会は、手続要覧の内容に関する決議案18R-55を検討した。

決定：理事会は、

1. 理事会に、手続要覧にロータリーの方針や手続きに関する要約を盛り込むことを検討するよう要請した大阪ロータリークラブ（日本 2660地区）に感謝する。
2. ロータリーの方針の多くは、定期的にロータリーのWebサイトで更新されているにもかかわらず、以前の手続要覧の白いページに提供された情報は3年ごとにでしか更新されず、その結果、その後の新たな理事会会合のたびに、時代遅れになってしまっていることを指摘する。さらに、最新の理事会方針と『白いページ』との間の食い違いによって、ロータリアンに要らぬ混乱を招かないために、理事会は手続要覧を現在のレイアウトにすることに同意する。

156. 理事会の規定審議会諮問委員会からの報告

報告：理事会の規定審議会諮問委員会は2019年2月と3月にテレビ会議を通じて、2019年4月7日に米国イリノイ州、エバンストンで開催され、賛成反対の声明および全般的な理事会の方針を含めた審議会関連事項について議論した。

決定：理事会は理事会の規定審議会諮問委員会からの報告に感謝する。

157. ローターアクト・インターアクト委員会からの報告

報告：2018年10月理事会決定第62号において、理事会は事務総長にローターアクト・インターアクト委員会と協議して、a) ローターアクトクラブがインターアクトクラブを提唱することを認めること、b) 大学を基盤としたローターアクトクラブと地域社会を基盤としたローターアクトクラブをそれぞれ独自の参加戦略を持った別のロータリープログラムとして分離すること、c) ローターアクトの年齢幅を削除すること を研究するよう要請した。ローターアクト・インターアクト委員会は2019年2月1日に電子的に会合を開催し、10月の理事会の要請、2019年規定審議会へのローターアクト関連制定案、財団管理委員会によって検討されたローターアクト関連事項、およびハンブルクでのローターアクト大会前会議について議論した。

決定：理事会は

1. ローターアクト・インターアクト委員会からの報告に感謝する。
2. インターアクト提唱に関するロータリー章典 41.010.を、補遺 D に示されているように改定する。これらの改訂に基づいて、事務総長に標準インターアクトクラブ定款と推奨インターアクトクラブ細則を適切に改訂する。

158. ローターアクトの人頭分担金

報告：2018年10月理事会会合決定第55号において、理事会は、ローターアクト会員から人頭分担金を徴収する運営上および財務上の影響について研究するよう事務総長に要請した。事務総長は、ローターアクターが最も興味を持つ製品やサービスをより正確に見極めるための会員調査費用、およびこれらの製品やサービスのための適切な分担金構造を創設するための会員調査費用の比較を行った。理事会は調査結果を検討し、報告をくまなく調査し、適切な分担金体系になるためにはより多くの時間が必要であることに同意した。

決定：理事会は

1. ローターアクトの人頭分担金に関する事務総長の報告を受理する
2. 会長エレクトは、事務総長と共同で、実施可能なローターアクトの人頭分担金体系を更に研究し、2019年10月理事会会合で推奨するために、2019-20年度プログラム委員会のサブグループを任命する。

注記：2.の決定に従って、その後、マローニー会長エレクトは Jan Lucas Ket 氏、

Kamal Sanghvi 氏、Stephanie Urchick 氏をプログラム委員会のサブグループとして任命した。

159. My Rotary 登録の向上

報告：2019年1月理事会会合決定第115号において、理事会は、事務総長に My Rotary 登録向上プロジェクトに関する中間報告を提出するよう要請した。

My Rotary 登録向上プロジェクトは、サイトユーザーが彼らの技術を確認し、技能、言語、地域、その他の基準によってデータベースを検索するために、My Rotary における機能性を提供することによってプロジェクトパートナーとより良い見解を促進することを目指している。事務総長は、向上プロジェクトのフェーズ1は、まだ進行中であるが、これにより、サイトスピードの増加、簡単なナビゲーション、より明確なページレイアウト、より一貫したユーザーの体験がもたらされることになる。

決定：理事会は My Rotary 登録向上に関する事務総長の報告を受取り、2019年10月の理事会会合で更なる報告を期待している。

160. ポリオ根絶コミュニケーション拡大計画の最新情報

報告：2018年6月理事会会合 決定第180号において、理事会はポリオ根絶コミュニケーション拡大構想を受取り、そして、事務総長に、ポリオ根絶コミュニケーション計画のオプション（様々な選択肢）を更に研究するよう要請した。

新たなポリオの事例が報告されたことを指摘し、事務総長は、理事会がポリオ根絶コミュニケーション計画の費用の更なる研究を延期することを提案し、そして2019-20年度のポリオコミュニケーション予算にポリオコミュニケーションを対象とした未使用基金を移行することを提案した。また、事務総長は公衆向けの（一般大衆向けの）ポリオ根絶コミュニケーション活動を特定する計画を報告した。一つは世界レベルで展開され、一つは地域でクラブが利用することが出来るものである。

決定：理事会は

1. 事務総長よりポリオ根絶コミュニケーション拡大提案に関する最新情報を受取り、
2. 2019年6月30日以降のすべてのみ使用の GSF ポリオコミュニケーション基金を、2019-20年度ポリオコミュニケーション予算に移行することに同意する。

161. 地区編成委員会からの報告

報告：地区編成委員会は2019年3月11日、テレビ会議を通じて開催され、潜在的な地区合併、1100名以下の地区、地区境界の変更および、『追加支援クラブ』身分への変化への報告、その他を含めて、いくつかの地区編成案件を議論した。

決定：理事会は

1. 地区合併協議会の開催を承認し、2020年までに9910地区が1,100名の会員に達しなければ、2021年7月1日より、9910地区と9920地区（ニュージーランド）を合併する事に同意する。
2. 4710地区（ブラジル）、7150地区（ニューヨーク州、米国）、7810地区（カナダ／メイン州 米国）、および9670地区（オーストラリア）に対して、地区編成委員会に会員増強報告と地区合併報告を2019年7月15日までに、会員増強活動報告を2020年2月1日までに提出するよう要請する。

3. 4710 地区（ブラジル）が 2020 年 7 月 1 日までに 1,100 名の会員に到達しなければ、2021 年 7 月 1 日より 4710 地区と隣接地区との合併に同意する。
4. 7150 地区（ニューヨーク州 米国）が 2020 年 7 月 1 日までに 1,100 名の会員に到達しなければ、2021 年 7 月 1 日より 7150 地区と隣接地区との合併に同意する。
5. 7810 地区（カナダ/メイン州 米国）が 2020 年 7 月 1 日までに 1,100 名の会員に到達しなければ、2021 年 7 月 1 日より 7810 地区と隣接地区との合併に同意する。
6. 9670 地区（オーストラリア）が 2020 年 7 月 1 日までに 1,100 名の会員に到達しなければ、2021 年 7 月 1 日より、新たな 9705 地区との合併に同意する。
7. 1130 地区（英国）、1360 地区（アイスランド）、1911 地区（ハンガリー）、2201 地区（スペイン）、2275 地区（ノルウェー）、2540 地区と 2830 地区（日本）、3640 地区（韓国）、4100 地区と 4195 地区（メキシコ）、4240 地区（コスタリカ・エルサルバドル・ニカラグア・パナマ）、4271 地区（コロンビア）、4560 地区・4720 地区・4680 地区・4780 地区（ブラジル）、4690 地区（ボリビア）、5630 地区・5770 地区・7190 地区・7230 地区・7490 地区（米国）、9455 地区・9810 地区・9830 地区（オーストラリア）および 9970 地区と 9980 地区（ニュージーランド）は会員数が 1,100 名から 1,199 名の間であることを指摘し、これらの地区に対して、2019 年 7 月 15 日までに会員増強計画、2020 年 2 月 1 日までに会員増強活動報告を地区編成委員会まで提出するよう要請する。
8. **補遺 E** に示されているように、新しい地区となった 2130 地区、2140 地区、2150 地区（ベルギーとルクセンブルク）に対して地区境界の記述を更新する。この境界は 2020 年 7 月 1 日より有効とする。（ただし、**補遺 E** は本議事録の正本にのみ添付される）
9. 追加支援地区に関するロータリー章典の記述を下記のように改正する。

17.010.7. 追加支援地区

（本文省略）

追加支援地区は、年に一度、理事会の第三回会合（1月）で地区編成委員会によって見直される。地区の追加支援身分の 2 年目に、理事会は 1 月の会合で、追加支援身分の延長または解除を決定する。地区編成委員会は、理事会に追加支援身分を延長するか解除するかを推奨する。この決定には、クラブを別の地区へ移す可能性と、ガバナーエレクトが次の国際協議会に出席するか否かが含まれる。

162. 地区ガバナー配分予算の試行調査

報告：2015 年 10 月理事会決定第 82 号において、理事会は、ガバナー配分予算を直接的確な地区に配布することによって、また、ロータリーがこれらの資金の状況を補償できるプロセスを開発することによって、ガバナーの説明責任方針を強化するための選択肢について議論した。プロジェクトのより透明性の高い合意（理解）を促進するために、理事会は、2016 年 1 月理事会会合決定第 132 号において、『ロータリークラブ、地区および RI へのガバナー配分予算の管理責任に関して、説明責任、透明性および一貫性を強化するために、ガバナー経費の報告手続きを簡素化し、効率化する』という改善提案に同意した。2017 年 7 月 1 日より、196 地区がガバナー配分予算の試行調査に参加した。その試行調査によって、ガバナーの配分予算をクラブに対してより透明にし、またガバナーにとって資金プロセスをより簡素化することになった。事務総長は、調査結果によれば、パイロット地区において、テストは成功裏に終えたことが報告された。従って、理事会はガバナー配分予算プロセスをすべての地区で実施する事を検討したほうがよいかもしれない。

決定：理事会は

1. 地区ガバナー配分予算試行調査を 2021 年 6 月 30 日まで延長する。

2. 地区ガバナー配分予算に関するロータリー章典の規定を**補遺 F**に示されるよう改訂する。(ただし、**補遺 F**は本議事録の正本にのみ添付される)

【翻訳委員会追加：参考資料】

69.030. ガバナー配分予算

69.030.1. ガバナー配分予算

ガバナーには、クラブ訪問、研修、事務所運営費に関わる経費を部分的に相殺するための予算が提供される。これらの予算は、ロータリーならびに理事会方針に沿ったガバナーの義務および責務を果たすために利用される。

(2013年10月理事会会合、決定62号)

163. 地区委員会の任命

報告：地区ガバナーからの度々寄せられる意見に基づいて、事務総長は、ローターアクターを地区委員会に任命する事を認めるために、理事会方針を改定することを提案した。

決定：理事会は、地区委員会委員の資格に関するロータリー章典を下記のように改訂する。

17.030.2. 地区委員会

委員会委員の資格

地区委員会委員に任命されるために推奨されている最低資格は、名誉会員以外の会員身分で地区内ロータリークラブあるいはローターアクトクラブに所属している瑕疵なき会員であることである。

164. アラブ首長国連邦におけるロータリークラブ

報告：事務総長はアラブ首長国連邦のロータリークラブに関する2つの重要な問題を報告した。すなわち、一つは、クラブや団体の運営に関するドバイ首長国における新しい法律に関連してロータリークラブの運営を含む問題。もう一つは、ドバイの地区とクラブ管理に関する問題である。

決定：理事会は、

1. 事務総長に下記の事を要請する。
 - a. ドバイの法律に従って、クラブの存続を可能にする（考慮する）ために Babalola 理事と相談して、ドバイのクラブの連絡を取ること。
 - b. アラブ首長国連邦の Ras Al Khaimah ロータリークラブと協力して、クラブのロータリーの方針への順守を確認する。
2. アラブ首長国連邦のロータリアンの活動に関して可能な行動を検討し、2019年5月の理事会会合に報告するよう執行委員会に要請する。

165. ロータリークラブの名称

報告：ロータリーの魅力や開放性を増進させる努力を支援するため、事務総長は、理事会が、地域や地図上の名前に対応しないクラブの名称を承認するために、ロータリークラブの名称方針を改定することを検討することを提案した。

決定：理事会は、ロータリークラブの名称に関するロータリー章典の規定を下記のように改定する。

3.010. クラブの名称

ロータリークラブの名称は、クラブの所在地で会員が興味を持つ地域社会やエリアを示すし、また他のロータリークラブとはハッキリと区別できるものでなければならない。クラブの名称は民族性、性同一性、政治的見解、人種、宗教、性、性的指向、商標、あるいは他の組織などの引用を含めてはならない。事務総長はその名称が適切かどうかを決定しなければならない。その名称は、その地域の地図を見れば容易に所在地が分かるようなもの、あるいは何らかの関連情報を含むものとし、その地域をよく知らない人でも、大体の位置が把握できるようにしなければならない。

3.010.1. クラブ名称に対する第3者の名標の使用

ロータリークラブは、法的責任のためおよびその他の理由で、一つの会社がクラブに必要な以上の影響を与えるような商業的な企業と密接に提携してはならない。これらの組織が所有する名称や絵/ロゴはクラブの名称や図形やロゴに使用してはならない。

~~3.010.1. 同じ所在地の追加クラブの名称~~

~~既存のクラブと所在地を同じくする新クラブが追加のクラブとして設立される場合、その追加のクラブは、その名称として所在地を明確にする語句を採用し、さらなる識別語句、あるいはその他の適切な指示語句を含むものとする。~~

~~3.010.2. クラブの名称を審査する事務総長の権限~~

~~クラブの名称が適切かどうかは事務総長が決定するものとする。~~

~~3.010.3. 台湾のクラブの命名法~~

~~以前に「中華人民共和国、台湾」および「中国、台湾」と呼ばれていた台湾は、台湾の全ロータリークラブの公式名称の一部としてのみ「台湾」と呼ばれるものとする。~~

166. 会員増強委員会からの報告

報告：会員増強委員会は、2019年2月25日から26日まで米国、イリノイ州、エバンストンで開催され、会員魅力度と参加促進、クラブに基づかない参加モデル、新しいRI戦略計画と委員の連携、会員体験調査結果、ロータリーアクターの参加、およびその他に対する地域的な取組について議論した。

決定：理事会は会員増強委員会からの報告に感謝する。

167. グローバル会員試験的プロジェクト報告

報告：理事会は、2018年10月理事会会合決定第62号において、ロータリーに入会するための別の方法として、グローバル会員試験的プロジェクトの枠組みを開発することに同意した。理事会は、2019年1月理事会会合で、このプロジェクトの最初の報告を受理し、本会合で更なる更新情報を要請した。事務総長は、調査結果によれば、ロータリーのターゲット層（会員見込み層）の満たされていない最大のニーズは、信頼できるファシリテーションであり、影響力のあるメンタリングであり、ボランティア活動の機会であることが示されたと報告した。また、グローバル会員モデルの追加的な特徴は開発中である。理事会は、ロータリーの新しいモデルを開発し、目標に定めることになる（新たな会員制度の）ロータリアンの誕生年を経験する利点について議論した。

決定：理事会は、

1. 2021-22年度まで、クラブをベースとしない試験的な参加モデルの実施運営を継続し、

- この目的のために、本会合での議論によって、適切な予算を計上するよう要請する。
2. 事務総長に、理事会会合のたびに、クラブをベースとしない試験的な参加モデルの最新情報を提供するよう要請する。
 3. 新会員モデルの誕生年度を RI への報告は必須要素とすることに同意する。

168. 中国におけるロータリー

報告：2018年10月理事会会合決定第52号において、理事会は、事務総長に中華人民共和国における海外の非政府組織として登録を進めるよう要請した。

事務総長は、2019年2月に中国におけるRIの特別代表 Richard Zi氏が上海公安警察に必要な登録書類を提出したことを報告した。ロータリアンである Zi氏の報告によれば、彼は2019年3月に中国政府関係者と面談し、ロータリーの申請書について追加的な説明を行ったとのことであった。

決定：理事会は、事務総長からの中国におけるロータリーに関する最新情報を受理する。

169. イラクにおけるロータリー

報告：Şafak Alpay 元理事は、イラクにおけるロータリーの拡大代表としての任務を担っており、ロンドンロータリークラブのロータリアンと共に、イラクにおけるロータリークラブの創立にむけて努力してきた。Alpay 元理事の報告によれば、現在、イラクはロータリー章典 18.040.による非ロータリー国におけるロータリークラブの創立のための基準に適合しているとのことであった。

決定：理事会は、イラクにおけるロータリークラブの創立を承認し、その国の将来創立されるクラブはすべて無地区に置くことに同意する。

(参考：ロータリー章典)

18.040. ロータリーのない国および地域への拡大

ロータリーのない国および地域は、現在ロータリークラブのない場所として定義される。ロータリアン、クラブ、地区は、理事会の事前の承認なしに、いかなる拡大活動も行わないものとする。ロータリーのない国および地域へロータリーを拡大することに関心のあるロータリアンは、その地域の拡大代表に援助を提供するために事務総長に連絡を取るべきである。

理事会は、拡大代表の推奨があり、さらに以下の基準が満たされている場合には、ロータリーのない国および地域においてロータリークラブの開設要請を検討する。

1. ロータリークラブ結成に必要な許可を政府から得ていること
2. ロータリークラブが、政治に関係のない国際的な団体として自由に活動できるようになること
3. その所在地に、ロータリークラブを維持するのに十分な数の事業および専門職務に携わる人びとと地域社会のリーダーがいること
4. ロータリークラブは、標準ロータリークラブ定款の定める通り、定期的に会合を開くことができるようになること
5. ロータリークラブは、外部からの援助を必要とせず、RI細則の規定する財政的義務を果たすことができるようになること
6. ロータリークラブは、会員数を維持、増強し、充実した奉仕プロジェクトを実施し、ロータリー財団を支援し、他国から訪問するロータリアンを歓迎し、クラブレ

- ベルを超えてロータリーで奉仕できるリーダーを育成できるようになること
7. 既存の地区が、ロータリーのない国または地域を地区に含めることに同意していること（2015年1月理事会会合、決定118号）。

決定第170号—第172号 コミュニケーション委員会からの報告

コミュニケーション委員会は2019年2月26日から27日まで米国、イリノイ州、エバンストンで開催された。

170. ブランドの使用法 (Brand Usage)

報告：ロータリーは2013年新しいビジュアルアイデンティティを創設した。すべてのロータリー組織を通して首尾一貫したロータリーのイメージを確立するために、ロータリーブランドの製品に対して、被免許業者はこの新しいビジュアルアイデンティティに従うことが求められた。コミュニケーション委員会は、ほとんどの被免許業者やロータリー組織はこの方針に従っているものの、まだ多くはそれに従っていないことを報告した。委員会は、理事会にロータリーブランドを使用するすべてのユーザーに現在のロータリーブランド基準に従うように導くために行動を起こすよう推奨した。

決定：理事会は

1. RIの現在のブランド基準は6年前に採択されたことを指摘し、ロータリーブランド（印刷物や電子的なものだけに限らず）ロータリーのビジュアルブランド基準に合致していないもの（materials）を使用しているロータリークラブ、地区、ロータリー親睦活動、ロータリアン行動グループ、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、およびすべてのロータリーの関係団体に、出来るだけ早い機会に、ロータリーの基準に適合したものにしよう要請する。
2. 事務総長に、下記の最終期限までに、RIのビジュアルブランド基準を確実に順守させる計画を立案し、実行するよう要請する。
 - 2020年6月30日：地区、ロータリー親睦活動、ロータリー行動グループ
 - 2022年6月30日：ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ
3. 2019年7月31日以降、ロータリーのブランド基準に合致しない広告やその他の情報資料はロータリーメディア（ロータリー・グローバルメディア・ネットワークを含む）での発行を認めない。さらに、可能な限り、いかなる場所においても、即刻の基準順守を推奨する。
4. RI国際大会および国際協議会を含む、すべてのロータリーの公式行事において、（出展者の申請プロセスがまだ始まっていない行事での）展示物を認めないことに同意する。さらに、理事は、資料がロータリーのブランド基準に適合していないロータリー関係の行事（たとえば、ロータリー研究会、GETSやPETS）で、同じ基準が確実に維持されるようリーダーシップを発揮すべきであることに同意する。

171. 会長テーマ

報告：コミュニケーション委員会は、ロータリーブランドがロータリー外部の人々（観衆）に混乱を避けるために、会長テーマはロータリーのビジョン声明と整合していること

を推奨した。

決定：理事会は、会長の年次テーマに関するロータリー章典 27.030.5.を下記のように改訂する。

27.030.5. 年次テーマ

会長は、自らの就任年度に RI 全体で順守される意欲を喚起する適切なテーマを選ぶことができる。年次テーマは国際ロータリーの戦略計画 ロータリーのビジョン声明と合致するものとする。

1 7 2. 簡素化されたロータリーマスターブランド・サイン(表示)

報告：

ロータリーは、デジタルやスペースが少ない場合の登録されたエブレムとして、『国際ロータリー』の文字がなく、ロータリーの歯車を含む簡素化されたマスターブランド・ロゴを使用している。コミュニケーション委員会はロータリー章典の改訂し、簡素化されたロータリーのマスターブランド・ロゴを、標準マスターブランド・ロゴを使用する方法として利用できるように、簡素化されたロータリーのマスターブランドの使用に関する制限を削除することを推奨した。

決定：理事会は、理事会は事務総長に下記のロータリー章典の各節を改訂し、簡素化されたロータリーのマスターブランド・サイン（表示）の幅広い利用に同意する。

- 34.030.6. ロータリー組織によるロータリー徽章あるいはその他のロータリー標章の使用
- 34.030.8. 徽章の公式仕様からの逸脱
- 34.030.15. 他団体によるロータリー標章の使用に関する RI とロータリー財団の指針
- 34.040.6. ロータリー組織による「ロータリー」の名称およびその他のロータリーの標章の使用
- 34.040.12. 多地区合同活動における「ロータリー」の名称、ロータリー徽章、またはロータリー標章の使用
- 35.010.2. ロータリー標章の改造に対する禁止
- 35.050.1. 商品に付帯するロータリー標章の正確な複製
- 44.020. ロータリークラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織のための他団体との交流の指針

(翻訳委員会注) マスター・ブランド* Masterbrand :

マスター・ブランドとは、事業全体を覆う傘となり消費者の購買意欲を喚起するドライバーの役割を果たすように意図するブランドのこと。

1 7 3. 財務委員会報告

報告：財務委員会は 2019 年 3 月 27 日にウェビナーを通じて開催され、2019-20 年度の予算、5 年間の財務見通し、ロータリー財団の資金モデル、およびその他の議案について議論した。

決定：理事会は、財務委員会からの報告に感謝する。

174. 監査委員会報告

報告：監査委員会は2019年3月20日から22日まで開催され、先頃完成した監査、過去の監査について継続し、完了するまでの管理、現在の監査の状況、およびその他について議論した。

決定：理事会は、監査委員会からの報告に感謝する。

2018-19年度予算の見直し

● 理事会承認予算 2018-19(US ドル)

収入:	113,826,000
支出:	<u>114,150,000</u>
純資産の増減:	(324,000)
大会引当金:	1,115,000
GSF 資金支出:	1,056,000

合計収入と繰越費用の資金留保 1,847,000

● 現年度と将来に影響を与える本会合での決定：

<u>支出</u>	<u>2018-19</u>
85. RI旅行方針の改訂	16,000

● 将来年度に影響を与える本会合での決定：

支出	2019-20	2020-1	2021-22
145. ローター-未来創造委員会報告	37,000	—	—
147. ローター代表のネットワーク	4,600	4,600	4,600
167. グローバル会員	<u>619,000</u>	<u>521,000</u>	<u>527,000</u>
合計支出	\$ 660,600	\$ 525,600	\$ 531,600

散会

上記は2019年4月理事会会合での正式な会議記録である。

Barry Rassin
会長 (President)

Andrew McDonald
書記(Secretary of the Meeting)

証明 (アテスト) :

John Hewko
事務総長 (General Secretary, RI)

補遺 A

会長によって下された決定事項の批准 (決定第130号)

1. ガバナーノミニーの資格条件の免除

報告：理事会の権限委任期間（ロータリー章典27.040）において、会長は理事会を代表して、ロータリアンにRI細則に規定される地区ガバナーあるいは地区ガバナーノミニーの資格条件を免除する権限が与えられている。

決定：理事会は（理事会を代表して会長が決定しているが）RI細則16.070.あるいは16.080.の規定に従って、下記のロータリアンのガバナーあるいはガバナーノミニーの資格条件を緩和する。

<u>ロータリアン名</u>	<u>クラブ名</u>	<u>地区</u>
Toshihiko Shiga	Iwaki-Onahama, Fukushima, Japan	2530
Michael Polasek	La Grange Sunrise, NY, USA	7210

2. ガバナーあるいはガバナーエレクトの空席

報告：理事会の権限委任期間（ロータリー章典27.040）において、会長は理事会を代表して、ロータリアンにRI細則に規定されるように、地区ガバナーあるいは地区ガバナーノミニーの空席を補充する許可する権限が与えられている。理事会は会長に、その選出を行う前に、空席になっている地区を担当する現理事と相談するよう要請した。

決定：理事会は（理事会を代表して会長が執行）RI細則6.120.または14.070.に従って、下記のロータリアンが、かかる役職のすべての権限と責務担う事を前提に、地区のガバナーあるいはガバナーノミニーに任命する。

<u>ロータリアン名</u>	<u>クラブ名</u>	<u>地区</u>
Ricardo Pedace	Caballito, Bs. As., Argentina	4895

補遺 B

事務総長による決定事項の批准 (決定第131号)

報告：事務総長は、理事会からの指示と承認に従い、2018年12月15日から2019年3月4日までの期間、理事会に代わって下記の決定を行ったことを報告した。

1. クラブの加盟

報告：理事会による権限の委任に基づいて、規定された手続きと方針に従い、事務総長はRIへの加盟申請を承認することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のクラブのRI加盟を承認する。：

Zone 1
Chichawatni, Punjab, Pakistan

Avellino Ovest, Italy
Taurasi, Italy

Zone 4
Chandigarh Himalayan, Union Territory, India
Datia Midtown, Madhya Pradesh, India
Zira, Punjab, India

Zone 21
Zagreb City 1850, Croatia

Zone 22
Hawassa Lake, Ethiopia
Isolo Metropolitan, Lagos State, Nigeria
Kampala 7 Hills, Uganda
Kotu, Gambia
Ugep Urban, Cross River State, Nigeria

Zone 5
Chennai Symphony, Tamil Nadu, India
Ponnai, Tamil Nadu, India
Thellar, Tamil Nadu, India

Zone 23
Trombudo Central-Cidade das Pedras, Santa Catarina, Brazil
Mar (Mar del Plata), Buenos Aires, Argentina

Zone 6
Madhepura, Bihar, India
Varanasi Uday, Uttar Pradesh, India

Zone 25
Austin Central, Texas, USA

Zone 7
Ambad, Maharashtra, India

Zone 29
Twin Cities Eco, Minnesota, USA

Zone 8
Wyndham Harbour, Victoria, Australia

Zone 33
The Queen City - Charlotte, North Carolina, USA

Zone 10
Bangkok International, Thailand

Zone 11
Opo Queen, Gyeonggi, Korea, Republic of

Zone 34
Atlanta Brasil, Georgia, USA

Zone 14

2. クラブ定款の改訂 — クラブの所在地域（ローカリティー）の変更

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、クラブのローカリティーを変更するために、定款第4条を改正したいというクラブの要請を承認することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のロータリークラブの定款を改正し、所在地域（ローカリティー）を変更することを承認する。

Laragne Vallée du Buëch, Htes-Alpes, France
Pike County, Illinois, USA

3. クラブ定款の改正 - クラブ名の変更

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、クラブの名称を変更するために、定款を改正することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のロータリークラブの定款を改正し、下記のような名称に変更することを承認する。：

変更前

Clermont-Ferrand-Aulnat,
Puy-de-Dôme, France
Cortefranca, Italy
E-Club of Greater South Oz D9500
E-Club of Kaohsiung Elite, Taiwan
Guerrero, Chihuahua, Mexico
Hanwell & Northfields, Greater London,
England
Hedge End Breakfast, England
Heilbronn a.n., Germany
Kiev-Pechersk, Ukraine
Mede Aureum, Italy
Mühlacker Enzkreis,
Germany
New Milton, England
Offenbach/Main, Germany
Ottawa Kanata Sunrise, Ontario, Canada
Pittsfield, Illinois, USA
Roma Sud Ovest-Palatino, Italy
Serres-Vallée du Buëch, Htes-Alpes, France
Sommières Vaunage, Gard, France

Taipei Fong Hwang, Taiwan
Woerden Regio, The Netherlands
Yang-Mei Mei-Lan, Taiwan

変更後

Clermont-Ferrand Vercingétorix, Puy-de-
Dôme, France
Cortefranca Rovato, Italy
D9510 online, Australia
Kaohsiung Elite, Taiwan
Guerrero Papigochi, Chihuahua, Mexico
Ealing, Hanwell and Northfields, Greater
London, England
Hedge End, England
Heilbronn, Germany
Kyiv-Capital, Ukraine
Mede Vigevano, Italy
Mühlacker-Enzkreis,
Germany
Becton and District, England
Offenbach am Main, Germany
Kanata, Ontario, Canada
Pike County, Illinois, USA
Roma Sud Ovest, Italy
Laragne Vallée du Buëch, Htes-Alpes, France
Pays de Sommières Vidourle Camargue,
Gard, France
Taipei Hwayi, Taiwan
Woerden Laurium, The Netherlands
Yang Mei Yung-Shin, Taiwan

4. ロータリー地区の法人化

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、法人設立定款の一般規定に適合しているすべての法人化申請を改正することができる。

決定：理事会を代表して、事務総長は、地区から提出された法人設立定款に従った1970地区（ポルトガル）の法人化に異議を申し出ない：

5. ロータリークラブの法人化

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、法人設立定款の一般規定に適合しているすべての法人化申請を改正することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のクラブから提出された法人設立定款を考慮して、これらのロータリークラブの法人化に異議を申し出ない：

D9560 Passport, Queensland, Australia
Menlo Park, California, USA

6. クラブの合併

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、規定されている手続や方針に従って、2つ以上のクラブが一つの新しいクラブに合併する申請を承認することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のRI加盟ロータリークラブの合併を承認する。

<u>合併前のクラブ</u>	<u>新クラブ</u>	<u>新しい認証日</u>
- Croydon, Australia	Croydon and Montrose, Australia	2 March 1973
- Montrose & District, Australia		
- Maribo, Denmark	Maribo-Rødby,	27 November
- Rødby, Denmark	Denmark	1929
- São Paulo-Jardim das Bandeiras, Brazil	São Paulo-Jardim das Bandeiras- Alto de Pinheiros, Brazil	29 September 1969
- São Paulo-Alto de Pinheiros, Brazil		
- San Antonio – Oak Hills, Texas, USA	San Antonio – Oak Hill, Texas, USA	27 October 1977
- Med Center – San Antonio, Texas, USA		
- Barquisimeto Valle del Turbio, Lara, Venezuela	Barquisimeto Valle del Turbio, Lara, Venezuela	7 April 1995
- Barquisimeto Crepuscular, Lara, Venezuela		
- North Greenville, South Carolina, USA	Greenville City Center, South Carolina, USA	10 January 1955
- Greenville-East, South Carolina, USA		

7. 国際ロータリーからの脱会

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、クラブがもはや存在しなくなったというガバナーによる勧告に従い、クラブの加盟認証を取り消すことができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のロータリークラブの脱会を承認し、そのクラブに発行された加盟認証が無効であることを宣言する。：

地区 クラブ名

1390 Jyväskylä-Interlux, Finland

1760 Carry-le-Rouet Calenques, Bouches-du-Rhône, France

2320 Timrå, Sweden

- 2340 Karlstad-Karolinen, Sweden
- 2340 Karlstad-Hybelejen
- 2340 Kopparberg, Sweden
- 2340 Karlstad-Färjestad, Sweden
- 2420 Istanbul Fulya Turkuaz, Turkey
- 3132 Solapur Sat Rasta, Maharashtra, India
- 3272 Faisalabad Crown, Punjab, Pakistan
- 3350 E-Club of District 3350, Thailand
- 3662 Jeju-Sammoo, Jeju, Korea, Republic of
- 3700 Daegu-Jungsu Leadership Academy, Daegu, Korea, Republic of
- 3721 Ulsan-Davos, Ulsan, Korea, Republic of
- 4400 Cuenca Patrimonio, Azuay, Ecuador
- 4410 Pedro Canário, Espirito Santo, Brazil
- 4590 São Pedro, Brazil
- 4651 E-Club do Distrito 4651, Santa Catarina, Brazil
- 4780 Quaraí-Rio das Garças, Rio Grande do Sul, Brazil
- 4905 José Hernández de General San Martín, Buenos Aires, Argentina
- 4905 Gerli Este, Buenos Aires, Argentina
- 5040 E-Club of Lulu Island, British Columbia, Canada
- 5340 Miramar (San Diego), California, USA
- 5970 Sumner, Iowa, USA
- 6060 Des Peres, Missouri, USA
- 6960 East Manatee, Florida, USA
- 7620 Silver Spring-Kensington, Maryland, USA
- 7730 Tabor City, North Carolina, USA
- 7750 Woodruff, South Carolina, USA
- 9980 Dunedin NRG, Dunedin, New Zealand

8. 国際ロータリーの支援業務の停止

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、6か月以上地区人頭分担金或いは納付金を支払わないクラブに対して、地区の人頭分担金および／あるいは納付金の過去の分担金債務をすべて支払うまで、国際ロータリーおよびロータリー財団のすべてのサービスを停止することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、RI細則3.030.1. に従い、下記のロータリークラブ地区の人頭分担金および／あるいは納付金の過去の分担金債務をすべて支払うまで、当該クラブに対する国際ロータリーとロータリー財団のすべてのサービスを停止する。

地区 クラブ名

- 2203 Llevant de Mallorca, Spain
- 2231 Jelenia Góra-Cieplice, Poland
- 2231 RC Warszawa-Belweder, Poland
- 4540 Santa Rosa de Viterbo, São Paulo, Brazil
- 4849 Fernández, Santiago del Estero, Argentina
- 4849 Las Termas de Río Hondo, Santiago del Estero, Argentina
- 4849 Ledesma, Jujuy, Argentina

9. 国際ロータリーへの加盟の終結 — 解散

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、これ以上の機能回復の努力が無益となっているクラブの加盟認証を終結することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、下記のロータリークラブの国際ロータリー加盟終結を承認する。：

地区 **クラブ名**

1175 Torpoint Eddystone, Cornwall, Eddystone, England
1200 Dorchester, Dorset, England
3261 Queens Jagdalpur, Chhattisgarh, India
3700 Daegu-Dasarang, Daegu, Korea, Republic of
3710 Gwangju Hangeol, Gwangju, Korea, Republic of
4140 León Trascender, Guanajuato, Mexico
4140 Poncitlán Bicentenario, Jalisco, Mexico
4140 La Barca, Jalisco, Mexico
4310 Laranjal Paulista, São Paulo, Brazil
4530 Arapoema, Tocantins, Brazil
4610 Vargem Grande Paulista, São Paulo, Brazil
4620 Votorantim-Integração, São Paulo, Brazil
4651 Itajaí-Açu, Santa Catarina, Brazil
4815 Leones-Félix Pastore, Córdoba, Argentina
4905 La Plata Oeste, Buenos Aires, Argentina
6670 Versailles, Ohio, USA
6980 Winter Park Breakfast, Florida, USA
7040 Hudson and St- Lazare, Quebec, Canada
7980 Haddam-Killingworth, Connecticut, USA
9220 Farafangana-Agnambahy, Madagascar
9830 City Central Hobart, Tasmania, Australia

9. 機能の喪失による国際ロータリーへの加盟終結

報告：理事会による権限の委任に基づいて、事務総長は、これ以上の機能回復の努力が無益となっているクラブの加盟認証を終結することができる。

決定：理事会を代表して事務総長は、RI細則3.030.2. に従い、下記のロータリークラブの国際ロータリー加盟終結を承認する：

<u>地区</u>	<u>クラブ名</u>	<u>加盟認証</u>	<u>終結</u>
3600	Yongin Cheoin Love, Gyeonggi, Korea, Republic of	28 January 2014	31 December 2018
3600	Hanam-Misa, Gyeonggi, Korea, Republic of	3 March 2014	31 December 2018
4560	Perdões, Minas Gerais, Brazil	28 February 2003	15 January 2019
6990	Miami Beach, Florida, USA	23 October 1937	8 February 2019

補遺 D

インターアクトクラブの提唱に関するロータリー章典の改正 (決定第 157 号)

41.010. インターアクト

インターアクトは、1962 年 6 月に理事会で採択された国際ロータリーのプログラムである。「インターアクト方針声明」は以下の通りである。

(本文省略)

3. インターアクトクラブは、一つまたは複数のロータリークラブによって結成、提唱、監督され、ガバナーによって承認された後、国際ロータリーの承認と認定を経て設立される。クラブの存続は、少なくとも一つの提唱ロータリークラブの不断の後援と国際ロータリーによる継続的認定にかかっている。

- ↳ a) インターアクトクラブは、最多で三つの共同スポンサークラブが3つの超えない範囲で、ひとつのロータリークラブあるいはもう一つのロータリークラブあるいは、ロータリーアクトクラブが共同して結成かつ提唱できる。
- ↳ b) 提唱ロータリークラブおよびロータリーアクトクラブは、そのインターアクトクラブは、~~一~~が所在する地区の境界内でなければならない。

さらに、ガバナーが慎重に考慮した結果、地区と各関係ロータリークラブ、ロータリーアクトクラブならびにインターアクトクラブにとって共同提唱が最善策である場合、インターアクトクラブは、ガバナーの承認により、~~四つ以上の~~ロータリークラブが共同で提唱できる。各提唱ロータリークラブから代表者が送り出されるような合同インターアクト委員会を設置するべきである。

4. ~~ロータリー~~クラブは、インターアクトクラブを結成し、指導と助言を与える責任を有するとともに、インターアクトクラブのすべての活動、方針、プログラムを全面的に管理、監督する。

5. インターアクトクラブが学校を基盤とする場合、このようなクラブは学校当局が全学生団体ならびに課外活動に関して定めたのと同じ規則と方針に従わなければならないことを了解した上で、~~ロータリー~~クラブは、学校当局の全面的な協力の下に当該インターアクトクラブを管理、監督するものとする。

6. インターアクトクラブのすべての活動、プロジェクト、プログラムは常に国際ロータリーの方針に沿っていなければならない。ロータリークラブがインターアクトクラブを継続して後援し、RIからの認定を受けることが条件となる。

7. クラブのウェブサイトやソーシャルメディアのページなど、すべてのオンライン活動は準拠法および規制に従って運営されるものとする。~~ロータリー~~クラブは、必要に応じて、インターアクトへの参加の前にインターアクターの両親または法的保護者から書面による同意を得るものとする。

8. 国際ロータリーによって「標準インターアクトクラブ定款」が定められ、国際ロータリー理事会によってのみ改正を行うことができるものとする。クラブの結成と認定の前提条件として、各インターアクトクラブは、「標準インターアクトクラブ定款」を採択し、その後に国際ロータリー理事会により採択されるあらゆる改正を自動的に採用するものとする。

9. 各インターアクトクラブは「標準インターアクトクラブ定款」および国際ロータリーが定めた方針に矛盾しない細則を採択するものとする。この細則は、提唱ロータリークラブの承認を得なければならない。

(本文省略)

14. インターアクトクラブは、(a) 定款に従って運営されない場合、あるいはその他の理由がある場合に、提唱ロータリークラブの承諾、承認、同意の有無にかかわらず、国際ロータリーにより、または(b) 提唱ロータリークラブにより、または(c) インターアクトクラブ自身の決定により、解散することができる。

(本文省略)

20. インターアクトプログラムの経費のための資金調達

(本文省略)

e) インターアクトクラブの提唱ロータリークラブおよび/またはローターアクトクラブは、インターアクトクラブに、時折、または、臨時の援助以外に資金的援助をすべきではない。

f) インターアクトクラブは、ロータリークラブ、ローターアクトクラブまたは他のインターアクトクラブに対して一般的な資金的援助を求めるべきではない。

g) 提唱ロータリークラブは、インターアクトクラブ用の会計指針を設け、当該国の法律および銀行規制を順守しながら、奉仕プロジェクトを支援するために集められたすべての金銭を含む全資金が適切に管理され、財務の透明性が保たれるようにすべきである。これには、全口座に成人の署名人を設けて監督を行い、インターアクトクラブが解散または終結した場合の資金の支出計画に関する規定を含むものとする。

(本文省略)

*

41. 010. 1. インターアクトクラブに対する RI 事務局の支援

事務総長は、新しいインターアクトクラブの結成を認定し、プログラムの出版物を作成し、年次連絡をすべてのインターアクトクラブ、提唱ロータリークラブ、地区インターアクト委員長へ配布し、世界インターアクト週間を推進し、青少年保護の取り組みを支援する(2017年1月理事会会合、決定87号)。

この RI および TRF の公式議事録日本語訳は、日本において設立された翻訳委員会によって翻訳されたものであり、RI による公式訳ではありません。翻訳タスクフォース委員会のメンバーは下記の通りです。

翻訳タスクフォース委員会

(敬称略)

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 委員長 | 三木 明 (姫路ロータリークラブ 2680 地区) |
| 委員 | 宮内 敦夫 (館林ロータリークラブ 2840 地区) |
| 委員 | 桑月 心 (高山ロータリークラブ 2630 地区) |
| 委員 | 宮坂 宥洪 (岡谷ロータリークラブ 2600 地区) |
| 委員 | 飯村 慎一 (宇都宮 90 ロータリークラブ 2550 地区) |
| 委員 | 成田 栄二 (茅ヶ崎ロータリークラブ 2780 地区) |
| 委員 | 長谷川 卓 (近江八幡ロータリークラブ 2650 地区) |
| 委員 | 佐藤美奈子 (福島ロータリークラブ 2530 地区) |
| 委員 | 刀根荘兵衛 (敦賀ロータリークラブ 2650 地区) 事務局 |